

答 申 第 3 4 号

平成 26 年 1 月 17 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三 様

情報公開・個人情報保護審議会

会長 中 川 丈 久

公文書の非公開決定に係る異議申立てに対する決定について（答申）

平成 25 年 7 月 26 日付け諮問第 58 号で諮問のあった下記の公文書に係る標記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

港湾施設の使用を伴う工作物設置等許可申請書等における申請者印及び担当者氏名を明記した文書

## 答 申

### 第 1 審議会の結論

本件事案において、兵庫県知事（以下「実施機関」という。）が非公開とした決定は妥当である。

### 第 2 諮問経緯・対象公文書の特定

#### 1 公文書の公開請求

平成 25 年 4 月 16 日、異議申立人は、情報公開条例（平成 12 年兵庫県条例第 6 号。以下「条例」という。）第 4 条の規定により、実施機関に対して、公文書の公開を請求した。

#### 2 実施機関の決定

平成 25 年 4 月 26 日、実施機関は、公文書非公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、同日、異議申立人に公文書非公開決定通知書を送付した。異議申立人は同年 5 月 6 日にこれを受領した。

#### 3 異議申立て

平成 25 年 6 月 26 日、異議申立人は、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定により、本件処分を不服として実施機関に対して異議申立てを行った（以下「本件異議申立て」という。）。

#### 4 異議申立ての対象公文書

本件異議申立ての対象公文書は、次のとおりである（以下「本件対象公文書」という。）。

- ① 「港湾施設の使用を伴う工作物設置等許可申請書」（以下「申請書 1」という。）の申請者氏名の㊟とあるところに、どの印が可で、どの印は不可であるとのことが明確に書かれている文書及び担当者氏名は誰を書くのが望ましいか明記してある文書
- ② 「権利譲渡許可申請書」（以下「申請書 2」という。）の申請者氏名の㊟とあるところに、どの印が可で、どの印は不可であるとのことが明確に書かれている文書及び担当者氏名は誰を書くのが望ましいか明記してある文書

#### 5 諮問

平成 25 年 7 月 26 日、実施機関は、条例第 17 条の規定により、兵庫県情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に対して、本件異議申立てに対する決定について諮問した。

### 第 3 異議申立人の主張要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消して、本件対象公文書を公開することを求める。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立書、意見書及び意見陳述において述べられた本件異議申立ての理由は、次のとおり要約される。

(1) 兵庫県職員であれば、申請書 1 及び 2 について、条例、規則、規程、決裁書等の法的根拠に基づき業務を行っているはずである。対象公文書を不存在とするのは、公開すれば不都合が生じるので故意に隠蔽、毀棄しているものと思えてならない。

(2) 申請書 1 では許可したのに、申請書 2 では同じ印を押したにもかかわらず、不可とし、申請担当者（異議申立人）に電話をかけ、申請者等関係者に印のことで問いただしている。印に対する何らかの行政文書があると考えるのが当然である。

印に対する行政文書が存在しないなら、職員は独断で公費を使って電話、郵送、出張までしたのか。行政指導であれば、行政手続条例（平成 7 年兵庫県条例第 22 号）第 31 条の違反行為である。

### 第 4 実施機関の説明要旨

意見書及び意見陳述において述べられた非公開理由等は、次のとおり要約される。

#### 1 申請書 1 及び 2 について

兵庫県が管理する港湾において工作物等を設置して港湾施設を使用する場合、兵庫県港湾施設管理条例（昭和 36 年兵庫県条例第 18 号。以下「港湾施設管理条例」という。）第 4 条第 1 項の規定に基づき知事の許可を受ける必要があることから、申請書 1 の提出を求めている。

上記許可によって生じる権利義務を他人に譲渡する場合には、同条例第 13 条の規定に基づき知事の許可を受ける必要があることから、申請書 2 の提出を求めている。その申請の際には、兵庫県港湾施設管理条例施行規則（昭和 36 年兵庫県規則第 49 号。以下「施行規則」という。）第 15 条の規

定に基づき申請書2に当事者の連署を求めている。

## 2 申請書1及び2に押印を求めることについて

申請書1及び2においては、申請者が自らの意思で申請を行っていることを確認するため、押印を求めている。

押印する印鑑の種類については、港湾施設管理条例及び施行規則並びに港湾関係法令、内規等において、規定されたものは存在しない。

なお、法人が申請する場合においては、法人の代表者印等の法人の印を使用することが、社会通念上、当該法人が自らの意思で申請したと推定でき得るものとして一般的に行われている。

ただし、申請者の意思表示を担保する印鑑の種類は一様でないため、実施機関においては、印鑑の種類をあらかじめ詳しく定めておくことはしておらず、その取扱いに問題はないと考える。

## 3 申請書1及び2に担当者の記名を求めることについて

申請書1では担当者氏名、申請書2では担当者職氏名の記載を求めている。

一般的に申請内容に係る問い合わせや各種連絡を行う場合は申請者自身に連絡すればよいが、申請者が法人等の団体である場合や申請代理人を設定している場合など、当該申請について具体的に担当する者の連絡先をあらかじめ明確にしておくことで遅滞なく確実に連絡できることから、担当者氏名等の記載を求めているものである。

なお、記入すべき担当者氏名等については、申請に係る事務処理の際に参考とする法令、内規等を含め、記載された公文書はない。

しかし、担当者氏名等の記載は連絡先をあらかじめ明確にするだけに過ぎないことから、誰を担当者として記載すべきかということまで特定する必要はないと考えられる。

## 4 本件処分について

以上のとおり、実施機関では本件対象公文書を保有していないため、条例第10条第2項の規定に基づき、公文書不存在による非公開決定を行ったものである。

## 第5 審議会の判断

審議会は、異議申立人の主張、実施機関の説明及び審議会に提出された

資料等を精査した結果、次のとおり判断する。

1 申請書 1 及び 2 について

(1) 申請書 1

申請書 1 は、兵庫県が管理する港湾において、工作物等を設置して港湾施設を使用しようとする者が、港湾施設管理条例第 4 条及び施行規則第 4 条に基づき、実施機関の許可を受けるために提出する申請書である。

申請書 1 の様式（施行規則様式第 4 号）においては、申請者は押印することとされており、また、担当者氏名を記載することとされている。

(2) 申請書 2

申請書 2 は、上記(1)の港湾施設管理条例第 4 条の許可によって生じる権利義務を譲渡しようとする場合に、同条例第 13 条及び施行規則第 15 条に基づき、譲渡人と譲受人が実施機関の許可を受けるために連名で提出する申請書である。

申請書 2 の様式（施行規則様式第 10 号）においては、譲渡人と譲受人は押印することとされており、また、譲渡人、譲受人とも担当者職氏名を記載することとされている。

2 本件対象公文書の存否について

実施機関は、申請書 1 及び 2 における申請者印の押印及び担当者氏名の記載に関する本件対象公文書は作成しておらず、保有していないと主張するので、以下検討する。

(1) 申請者印について

ア 実施機関は、申請書 1 及び 2 における申請者印について定めた規定等はなく、また、申請書 1 及び 2 の記載に当たっての注意事項等を説明した文書や記載例を示した文書も作成していないと説明する。

イ 許認可等の申請書には、通例、申請者の押印を求める欄が設けられており、本件の申請書においても同様である。これは、申請者の意思を確認することが目的であると解される。そのため、使用する印鑑の種類に特段の制約があるとは考えられない。

したがって、どのような印鑑を使用すべきかについて定めた文書はないという実施機関の説明は首肯できる。

(2) 担当者氏名について

ア 実施機関は、申請書 1 及び 2 における担当者氏名の記載について定めた規定等はなく、また、申請書 1 及び 2 の記載に当たっての注意事項等を説明した文書や記載例を示した文書も作成していないと説明す

る。

イ 許認可等の申請書には、担当者氏名の記載を求める欄が設けられているものがある。これは、申請内容に関する問い合わせその他事務的な連絡を行うことが目的であると解される。そのため、誰を担当者欄に記載するかは、個々の申請者において判断されるほかなく、許認可権者において、担当者の要件等を定める必要があるとは考えられない。

したがって、誰を担当者とすべきかについて定めた文書はないという実施機関の説明は首肯できる。

(3) 本件対象公文書の存否について

以上により、本件対象公文書は作成しておらず、保有していないという実施機関の主張は是認できるものであり、実施機関が「公文書の不存在」を理由として、条例第10条第2項に基づき、非公開決定を行ったことは妥当であると考えられる。

### 3 結論

以上のことから、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

(参考)

審 議 の 経 過

年 月 日	経 過
平成 25 年 7 月 26 日	・ 諮問書の受領
平成 25 年 8 月 16 日	・ 実施機関から意見書を受領
平成 25 年 9 月 4 日	・ 異議申立人から意見書を受領
平成 25 年 11 月 29 日 第 2 部会 (第 26 回)	・ 実施機関の職員から意見聴取 ・ 審議
平成 26 年 1 月 14 日 第 2 部会 (第 27 回)	・ 異議申立人代表者から意見聴取 ・ 審議
平成 26 年 1 月 17 日	・ 答申

主に調査審議に関与した委員

情報公開・個人情報保護審議会 第 2 部会

部会長 中 川 丈 久  
委 員 梶 山 卓 司  
委 員 中 西 一 人  
委 員 前 田 雅 子  
委 員 正 木 靖 子